

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年6月19日 05時10分ごろ
発生場所	秋田県 <small>あが</small> 男鹿市戸賀港 戸賀灯台から真方位027°700m付近 (概位 北緯39°57.2 東経139°42.3)
インシデントの概要	プレジャーヨットべるは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年7月3日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット べる、10.36トン 260-10449山形、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力17.60kW、回転数 毎分3,000、3気筒、ボア75mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、遊走の目的で、出航した直後、操縦席のクラッチレバーを操作したものの、クラッチが入らなくなった。</p> <p>船長は、原因を特定できず、航行不能と判断して118番通報を行い、救助を要請した。</p> <p>本船は、海上保安庁の連絡で来援した救難船にえい航されて戸賀港に着岸した。</p> <p>本船は、クラッチ操作のワイヤ（以下「本件リモコンワイヤ」という。）が破断してクラッチが作動不能になっており、経年劣化による破断であると認められた。</p> <p>船長は、約3年前に本船を中古船として購入したが、購入前の本件リモコンワイヤの整備来歴を知らず、購入後も本件リモコンワイヤの点検整備を行っていなかった。</p> <p>船長は、本件リモコンワイヤが破断した場合、機関付きクラッチレバーを直接操作して運転する応急運転法を知らなかった。</p>
分析	本船は、約3年前に購入されて以来本件リモコンワイヤの点検整備が行われていない状態で航行中、船長がクラッチレバーを操作して本件リモコンワイヤが経年劣化により破断したことから、主機の運転が

	<p>できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本件リモコンワイヤが破断した場合の機関付きクラッチレバーを直接操作して運転する応急運転法を知らなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、約3年前に購入されて以来本件リモコンワイヤの点検整備が行われていない状態で航行中、船長がクラッチレバーを操作して本件リモコンワイヤが経年劣化により破断したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機及びクラッチを遠隔操作するリモコンワイヤ等は、定期的に点検整備を実施して異常がないことを確認し、異常が発見された場合には交換すること。 ・ 主機及びクラッチを遠隔操作するリモコンワイヤ等が破断した場合の応急運転法を確認しておくこと。